

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年五月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年八月二十九日奈良県指令郡土第六一―二五号

平成二十九年五月十八日奈良県指令郡土第六一―二五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年五月二十二日郡土第五七三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡三郷町東信貴ヶ丘三丁目六〇五番一、六〇五番二、六〇五番三、六〇五番四、六〇五番五、六〇五番六及び六〇五番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡川西町大字結崎六二四番地の三
有限会社Y o u & I コーポレーション 取締役 藪内範子